

山梨県公報

第二百五十七号

令和四年

一月三十一日

月 曜 日

目次

○令和三年度の自衛官募集	二五
○道路の区域変更	二五
○道路の供用開始	二五
公告	二六
○公共測量の実施	二六
○開発行為に関する工事の完了について	二六

告示

山梨県告示第十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和三年度自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

自衛官候補生

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和四年二月二十四日(木)まで	令和四年三月五日(土)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

山梨県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 国道
- 路線名 国道一三七号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町河口字井坪五二〇番地二地先から	旧	一六・八	六六・七
南都留郡富士河口湖町河口字井坪五二二番地四地先まで	新	一七・〇	六六・七

山梨県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	斐崎南アルプス中央線	南アルプス市有野字狐畑二二三五番六地先から南アルプス市飯野字三宮神二二〇番二地先まで	七四〇・〇	令和四年二月一日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空写真測量）

二 測量の地域 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門地内

三 測量の期間 令和三年十二月一日から令和四年五月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市八代町米倉字角田千二百三番一、千二百三番三、千二百六番一、千二百六番三、千二百六番四、千二百十番二、千二百十二番一、千二百十二番三、千二百十三番二、千二百二十番二、千二百二十九番二の一部、千二百三十一番三、千二百三十四番三、千二百三十五番一、千二百三十五番四、千二百三十五番五、千二百三十五番六、千二百三十七番二、千二百三十八番二、千二百三十九番二、千二百三十九番三、千二百四十一番二、千二百四十四番二、千二百四十六番一、千二百四十六番二、千二百四十八番二、千二百四十八番三の一部、千二百五十二番三、千二百五十六番二、千二百五十六番三、千二百六十番五、道及び水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町米倉千二百三十四番地一 株式会社エスワイ精機 代表取締役 窪田清